

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム  
プロジェクト事業委員会規則

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）定款第 41 条第 3 項の規定に基づき、プロジェクト事業委員会（以下「委員会」という。）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 教育学習事業の企画、実施に関すること。
- (2) 人材育成事業の企画、実施に関すること。
- (3) 地域発展事業の企画、実施に関すること。
- (4) 公募型事業への応募、実施に関すること。
- (5) 学生組織の育成、支援に関すること。
- (6) 各種事業への助成に関すること。
- (7) 協賛支援に関すること。
- (8) 広報活動に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために行う事業。

2 委員会は、前各号の事業を推進するため、各事業について「事業プロジェクトチーム」を組織し、実施することができる。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号のうちから適任者をもって構成する。

- (1) 正会員又は賛助会員の団体会員の構成員又は個人会員で、当法人の目的及び事業に賛同し活動する者
- (2) 当法人の目的及び事業に賛同し活動する学生
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号以外の者で理事会が認めた者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事について議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(議事録)

第 6 条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、委員会の議を経て理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。